

2014年8月8日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
内閣官房長官 菅 義偉 殿

日本国家公務員労働組合連合会
中央執行委員長 宮 垣



14年人事院勧告の取扱い等に関する要求書

人事院は本日、国会と内閣に対し、官民の給与較差にもとづき国家公務員の本俸を1,090円、0.27%、一時金を0.15月それぞれひきあげるとともに、来年4月から、①民間賃金の低い地域との格差をふまえて俸給表水準を2%引き下げること、②50歳代後半層の賃金水準について官民の給与差をふまえて4%引き下げること、などを勧告しました。

これは、昨年8月に人事院が行った「給与に関する報告」でふれた内容を具体化したものであると同時に、昨年11月15日の閣議決定に基づき政府が要請した「給与体系の抜本的改革」の内容に沿ったものであり、私たち国家公務員労働者の生活と労働の実態を顧みず、政府の「公務員総人件費削減」政策に迎合したものであると言わざるを得ません。

公務員賃金の引き下げは625万人労働者の賃金水準に影響を与えるとともに、深刻さお増している地域経済にも悪影響を与えます。政府が「景気回復」を重要課題に掲げていることからすれば、官民を問わず賃金引き上げが行われるべきです。とりわけ、定員削減や新規業務の増大により複雑・困難性を増している職場で重い職責を担っている50歳代後半層の引き下げは、年齢差別であり認められるものではありません。

また、地域手当の支給水準及び対象地域の「見直し」によって、公務員賃金の地域間格差が拡大することについても職務給原則からしても認められるものではありません。

以上から、下記の要求事項について、誠意ある回答と対応を強く求めます。

記

- 1、14年人事院勧告・報告の取り扱いにあたっては、国公労連との交渉に基づく合意のもとで決定すること。
 - ① 官民較差に基づく給与・処遇の改善をはかること。
 - ② 「給与体系の抜本改革」方針にもとづく「見直し」は実施しないこと。
 - ③ 退職手当については、2012年の「見直し」にもとづく支給水準を確保できるよう措置すること。
- 2、雇用と年金の確実な接続をはかるため、定年延長を早期に実現すること。当面、フルタイム再任用の定員は別枠とすること。

3、非常勤職員の賃金・労働条件の改善をはかり、均等待遇と雇用の安定を図ること。

4、独立行政法人等の賃金決定に対する不当な介入・干渉をおこなわないこと。

5、労働基本権の全面回復など憲法とILO勧告に沿った民主的公務員制度を確立すること。

以 上